



# 碧南ロータリークラブ週報

第2191回例会 平成15年9月17日(水) 晴.最高30℃.最低24℃

- 会長 加藤 良邦 ● 幹事 竹中 義雄 ● SAA 杉浦 成人
- 例会日 毎週水曜日 12:30 ■ 例会場 碧南商工会議所ホール
- 事務局 碧南商工会議所内 〒447-8501 愛知県碧南市源氏神明町90  
TEL <0566> 41-1100 FAX <0566> 48-1100  
ホームページ: <http://www.hekinan-rc.jp/>  
E-mail: [info@hekinan-rc.jp](mailto:info@hekinan-rc.jp)
- 会報委員 竹下 豊・新美惣英・鶴田光久・杉浦昌裕

2003~2004年度  
国際ロータリーのテーマ

手を貸そう



Lend a Hand

## ● 齊唱

ロータリーソング「今日も楽し」

## ● 本日のメニュー

大正館 和風弁当

## ● 本日のお客様

西尾RC 浅岡勝行君

高浜RC 上井善美君

卓話講師

(財) 東海技術センター 調査役 萩原 洋 様

(株) 中部クリーンソイル 代表取締役社長 山本 隆 様



萩原 洋 様



山本 隆 様

## 会長挨拶

過日9月12日(金)、名古屋の名鉄グランドホテルでロータリー財団のセミナーがございました。森田財団委員長さんと池田エレクトさんと私の3人で出席をしてまいりました。午後1時より4時45分までセミナー、そしてその後、私ども3人だけの分科会1部が午後5時より大名古屋ビルディングの地下1階、そして2部は錦3丁目でございました。非常に有意義なセミナーを一日やってまいりました。

今日は、お彼岸のことを簡単にお話をさせていただきたいと思います。「暑さ寒さも彼岸まで」という言葉がございますが、私の父は1年中で一番寒いのは2月3日、そして一番暑いのは9月3日と申しておりました。毘沙門堂に1日中座っておりますと「なるほどなあ」という思いがいたします。春分の日・秋分の日をお中日として前後3日間、計7日間がお彼岸でございます。お彼岸は日本独特の仏教行事でございまして、聖徳太子の時代に始まり、江戸時代に市民に定着したといわれております。彼岸というのは、梵語(サンスクリット語)で波羅蜜多(パーラミタ)と言いまして、「到彼岸、彼岸に至る」と解釈をいたします。この迷いの世界、この此岸より悟りの世界、彼岸に至るという意味でございます。春分の日・秋分の日には太陽が真東から上がり真西に沈みますが、その沈む太陽を観て、西方極楽浄土を思い浮かべ(「日想觀」という仏教徒の修行の1つ)、御仏に感謝し、仏道に精進する期間とされています。

9月20日は彼岸の入りです。まだまだ残暑が厳しい折でございますが、御仏・ご先祖を敬い、そして今日の自分がここにあることを感謝し、どうかご身体にご自愛をいただきたいと思います。

## 幹事報告

近隣クラブ例会変更等はお手許の資料の通りです。(詳細は各クラブにお問い合わせ下さい)

ガバナー補佐の訪問が次々回の例会 10月 1日となっております。例会終了後に、クラブ協議会を開催します。各委員長は出席をして下さい。欠席の場合は代理者の出席をお願い致します。

45周年記念式典の実行委員会を10月 8日例会終了後205号室で開催します。各委員長は実行計画案を持って出席して下さい。欠席の場合は代理者の出席をお願い致します。

## 委員会報告

〈出席奨励委員会〉

総会員数 75名 (内出席免除者 14名) 出席者63名	
出席対象者 52/61名	出席率 85.25%
欠席者12名(病欠者 0名)	前々回修正出席率 98.36%

〈ニコボックス委員会〉

※三週連続出席率100%の場合は記念品を差し上げます。

(財) 東海技術センター調査役萩原洋様より卓話のお礼をニコボックスにいただきました。

高浜RC上井善美君 岡田赳勇様昨日お世話になりました。

長田 昌昇君 先日会長に大変お世話になりました。有難うございました。

加藤 良邦君 昨日行われました財団セミナーにて、森田財団委員長さん、池田エレクトさんに大変お世話になりました。

池田 弘孝君 RC財団の勉強会で、加藤会長、森田先生にお世話になりました。

杉浦 勝典君 9月11~12日の刈谷労働基準協会碧南支部の研修旅行で、佐藤さん、中島さん、鈴木並生さんには大変お世話になりました。又、大勢のRCメンバーの方々にもご参加頂き盛大に行う事が出来ました。有難うございます。

竹中 義雄君 鈴木昭洋さん、亀山裕一さんに大変お世話になりました。有難うございます。

石川 春久君 ① 阪神ファンの皆様 18年ぶりの優勝おめでとうございます。

② 来年はドラゴンズの年、新監督予定者が頑張ります。

杉浦 成人君 卓話の講師を紹介させて頂きます。

亀山 裕一君 中島さん、佐藤さんのご健闘と諫訪大社のご神徳によりとても良い事がありました。

小笠原良治君 皆様の要望が多く、期待にこたえ、キリンラーメンの限定第2弾を懲りずに20日より開始致します。特定販売店の募集もしています。希望があれば申し出て下さい。もちろん、体にいいと信じてたくさん食べて下さい。

新美 宗和君 最近ゴルフを基礎から練習しなおした結果おととい、研修会で優勝出来ました。78でした。

伊藤 正幸君 過日、ロータリーゴルフ例会にて、繰り上げ優勝させていただきました。  
加藤先生、木村徳雄さん有難うございました。

早退 8件 合計 43,000円

## 卓話

「土壤汚染対策法と企業リスク」

(財) 東海技術センター 調査役 萩原 洋様

土壤汚染対策については、新聞に出ない日が無いぐらいに多いと思うのですが、これは法律ですから、国が定めたことであり、行政が運用していく事になるわけです。

それで、この法律はどういうものかという事ですが、国民の健康を保護する事を目的で第一章の一条に謳われております。特定の有害物質を25項目並べておりますけれども、これが土壤に残って人の健康に被害を及ぼすというような事があってはならないので、人の健康を守るという範囲内でこの法律は成り立っています。

順をおってご説明申し上げますと、この法のどういう所に特徴があるかということは、今まで土壤の汚染というと、環境汚染は全部そうです。排水もそうですし大気汚染もそうですが、汚した人に責任があるから、汚した人が後始末をしなければならないというのが一般的な考え方、要するに汚染の原因者に責任がある、汚染の原因者がそれに対して責任をとって処置をしなければならないというのが一般的な考え方なんですが、土壤の場合、答えから言いまして、「土地の所

有者等」となっていますが、要は土地を持っている人、端的に言いますと汚したか汚さないかと言ふよりもそれを所有している人がまずもって調査をして法が求める適当な処置をしなければならないというのが基本線になっております。

要点を申し上げますと、土地を所有している人、その中でも先程申し上げましたように特定な有害物質、法が定めております25品目を使う施設の事業所、これはもう25年以前になりますが、水質汚濁防止法が出来て、ここで定めている26品目のうち、25品目について、これを使っている事業所がその仕事を辞めるとか、特定施設をもう使わないとした時には、土地の調査を受けなければならないと義務付けております。調査をするのは環境省が定めた指定調査機関がすると決めております。そして調査の結果、一定の基準以上の汚れがあったという結果が出ますと、指定区域という台帳にこれが記入されます。

そうして行政の方がこれに対する汚染除去の措置をしなさいと求め、それに対して人間の健康を害しないようなやり方で処置をすればいいという事になっております。それからもう一つ、土地のその用途を変えるというので、土木工事をこれに加える、土地の形質の変更という事に対して制限を加えております。届出の形で制限を加えております。

ところでですね、この土壤を汚すと、そのこと自体土壤に傷が付くわけなのですが、これまでの環境の汚染、例えば、大気の汚染ですか、産業排水による河川の汚染とか、こういう公害問題というのは、個人の財産に直結した被害というのとは少し違うという事はお気づきだらうと思います。ところが土壤の場合は、法人であれ、個人であれ、誰かが資産として所有している土地に対しての汚れですから、汚れれば価値が下がります。ということで、この土壤の汚染というのは、個人あるいは法人資産の傷をつけるというのが一つ、他の汚染問題と一線を画した違った部分だと言われております。それがために、こういう法律が出来ました。法律として出来た理由は色々あるのですが、汚した原因者を追求してもわからない場合があります。したがって法律では現所有者が責任を持つのだと、じゃあ汚した者は汚してそのまま逃げるのかと、そうじゃありません。はっきりした場合は、そちらの方に請求することも法律の方では定めておりますので、とにかく今の土地所有者が責任をもとと、法律はそうなっております。こうなってきますとね、色々これから派生する課題があるわけでございます。その一つは今申し上げましたように、土地という資産への影響がどんなふうにあるかとこういう事になってきます。

この法律についての課題の一つ、まず最初に残された課題、これは土地の汚染を未然に防止する、要するに、汚れてない土地があればこれは汚れないようになります。それから操業中で多少汚れておるのなら、それ以上汚さないうちに早く手を打って、病氣で言えばこじれてしまう前にまだ病状が軽いうちに手を打って改善をしようというような考え方に対して、県・市の条例でもって上乗せをすると、こういう事になっております。愛知県の場合でございますが、10月1日から「新しい県民の生活環境の保全等に関する条例」という名前がついておりますが、これは従来の環境の問題に加えて新しく土壤の事が一章加わっております。この内で言っていることは、現在使っておる状況で調査をしなさいと、調査をするよう努めなければならないと、要するに努力義務という形を出しております。

今申し上げましたように条例では汚れてしまってからではなくて、転ばぬ先の杖なのです。

早く対策しようという事が中心になっております。

土壤が汚染している土地を売買するといった場合に、土壤の汚染というのは上からみたのではわからない。いわゆる隠れた瑕疵という事で、隠れた瑕疵はわからないんだからしょうがないんだろうという形ではもう許されません。これは欧米の法律が早くできた国の中を見ておるとよくわかるんですが、売る側は土地の価格が落ちてくれては困るわけですが、買う側がうっかり見えないからといってうわべだけで買ってしまった。そうしますと、どういう事が起こるかというと、この法律は所有者に責任があります。自分が汚したのじゃなくても、汚染責任は原因者でなくとも、責任は持たなくてはいけないという事がありまして、買った側には相当なダメージがあります。為に売る側の方にも瑕疵担保の責任を強化されております。売る方も買う方もこの土壤の汚染ということを避けて通ることができないよと、いうような事が今後ますます強くなってきます。買う側がやはりつまらんものは受け止めたくないという事から、そういう形になるわ

けでございます。したがって、汚染の所有者責任というのは、どういう事になっていくかと言いますと、結局は資産の目減りという形でこのリスクがあるという事でございます。こういう状況というのは、今申し上げましたように土地を買う時に非常に慎重になるわけですし、それから金融機関の方も、これを担保にして融資する場合にどれだけの担保価値があるかというのを評価されるのです。土壤の汚染というものを計算に入れて評価をされるという事になってまいります。

### (株) 中部クリーンソイル 代表取締役社長 山本 隆 様

大気汚染防止法、水質汚濁防止法など様々な環境法というのは、個人の所有物には殆んどかかわっていません。

ところが土地に関しては、いわゆる地主さんとして個人の所有物にかかるてくる、非常にうつとうしい法律です。それは自分が汚したものでなくとも、以前使っていた方が汚しても、また遠くの方にある工場が汚染物質を流して地下水で汚れてもですね、所有者の責任と、いうのが重くのしかかってまいります。そういううつとうしい法律に対して、私も一企業人でございますが、ロータリークラブの皆さんをはじめ経営者の皆様方にとって、どうかかわっていくのかなあという実例も交えて短い時間ですけれども、少しお話をさせていただきたいなあと思います。

実は私もこの土壤汚染対策法というものが、出来るかもしれないなという話を聞いておりました。ちょうどそんな折、トヨタ自動車さんは、その3年前にこの法律が出来るということで、一千億円近いお金をかけて、これに関する修復は殆んど済ませておりました。その下請の企業さんから、幡豆の方で工場増設のために土地を買う予定が有り、おそらく来年再来年位に土壤汚染対策法ができるから調べてくれよと、いうお話がありまして、調査をさせていただきました。

前の商売はなんだったのですかと聞いたら、魚をとる網の加工屋さんで、ビニール加工の網を作ってみえたのです。おそらく、出るのだったら、これとこれが出ると、予想していたら案の定出ました。トリクロですね、やはり色をつけるのにトリクロというのを使ってみえたのでしょうか、実は基準値の20倍程出てしました。

クリーニング屋さんが一軒あれば、今我々の常識でいうと、半径100メートル以内の土地は買うなよと言われています。実はテトロクロロイチレンという漂白剤、昭和59年までは物がきれいになるからたくさん使えと政府が指導していたのですけど、ある時アメリカでテトロクロロイチレンは、超発ガン性物質であると新聞に出ました、そしたらいきなり使っちゃいけないと、いうことで、それ以前に操業してみえたクリーニング屋さんは非常に困ったと、いうような話が有りました。

でもうまく関わっていくと使える事例が2件ほどあるので、せっかく地元の皆様の前ですのでお話をさせていただくと、一つは、工場用土地を買う予定の有る方から、あそこの土地は買っていいかなあと相談がありまして、調査をさせていただきました、簡易調査ですけれども。かなりの量のクロムとそれから鉛が出ました。企業が工場用地として使うのには何も措置をしなくてもいいので坪10万円の土地を半額に値切ることができました。

その他、私ども中部クリーンソイルの中で不動産鑑定士やこの土壤汚染対策法専門の弁護士も育てております。おそらく皆さんの中に世代交代を考えている方もたくさんおみえになると思うのですけれども、その様な方の所有している土地の評価に際して鑑定評価をして評価を下げる事ができます。相続税対策等にも利用出来るかと思います。

### 次回例会案内／10月1日（水）「ガバナー補佐訪問」

西三河分区 ガバナー補佐 横原義嗣君

地区副幹事 山内國雄君

西三河分区 ガバナー補佐幹事 岡田赳勇君